

指定金融機関等について

銀行等の金融機関店舗の入口等にある「広島市指定金融機関」、「広島市指定代理金融機関」「広島市収納代理金融機関」の標示(標示板)にお気づきですか？
これらの金融機関とはどのようなものか、についてご説明します。



● 指定金融機関とは・・・

指定金融機関とは、地方公共団体が税金等公金の収納または市民や業者に対する支払の事務を取り扱わせるために置く金融機関をいいます。

金融機関の指定は、都道府県では義務づけられ、市町村では任意となっています。指定には議会の議決を要し、かつ、一地方公共団体を通じて指定金融機関たる法人は一つでなければならないとされています。

指定金融機関は、指定代理金融機関、収納代理金融機関を総括しています。

指定金融機関が公金の収納又は支払いをするに当っては、納税通知書、納入通知書その他の納入に関する書類又は会計管理者の通知に基づかなければ、これらの事務を処理することはできません。

現在、「広島銀行」を指定金融機関として指定しています。

● 指定代理金融機関とは・・・

指定代理金融機関とは、地方公共団体の長が指定金融機関の取り扱う収納と支払いの両方の事務の一部を代理して扱わせるために指定する金融機関をいいます。

現在、「もみじ銀行五日市支店」を指定しています。しかし、当行では収納のみで、支払いの事務は取り扱っていません。

● 収納代理金融機関とは・・・

収納代理金融機関とは、地方公共団体の長が指定金融機関の取り扱う収納の事務の一部を代理して扱わせるために指定する金融機関をいいます。

指定金融機関の指定の手続きや選定基準についてご説明します。

地方自治法及び同法施行令の規定により、市町村は議会の議決を経て、一の金融機関を指定して、市町村に代わって、公金の収納及び支払の事務を取扱わせることができることとなっています。

本市では、昭和40年（1965年）に㈱広島銀行を指定金融機関に指定して以来今日まで、これらの事務を同行が取扱っています。

指定金融機関の指定の手続きや選定基準をご紹介することにより、今日まで50年以上にわたって広島銀行を指定金融機関に指定してきたこと及び指定金融機関において公金が確実に保管されていることについて、市民の皆様のご理解を得たいと考えています。

指定の手続き

（地方自治法施行令第168条第2項・第8項）

具体的な流れは、次のとおりです。

市長が指定金融機関の候補となる金融機関を選定します。



その金融機関を指定金融機関に指定することについて市議会の議決（同意）を求めます。



本市がその金融機関を指定金融機関に指定します。



本市と指定金融機関が指定に関する具体的な契約を締結します（指定の効力が発生します。）。



市長が指定金融機関に指定したことを告示します。

選定基準

指定金融機関の選定基準は、地方自治法などには具体的に示されていません。したがって、各地方自治体がそれぞれの地域の実情に応じて決定しています。

本市では、指定金融機関の業務内容や国からの通知（※1参照）、ペイオフ対策（※2参照）や他の政令市の状況を考慮して、選定基準を次のように定めています。

なお、これまでも社会経済情勢の変化に伴い必要な都度、市内の金融機関を対象として、この選定基準にしたがって、指定金融機関に指定すべき金融機関を判断してきています。

条 件	具体的な内容
ア 地域と密着(共生)していること。	① 本店が市内にあること。
イ 利便性が高いこと。	② 相当数(※3参照)の支店や無人店舗(ATM)が市内に均等にあること。 ③ 市の公金の収納件数・収納金額が多いこと。
ウ 信頼性が高いこと。	④ 相当程度の経営規模(※4参照)を有すること。 ⑤ 経営の健全性及び経営情報の公開度(※5参照)が高いこと。
エ 市政への貢献度が高いこと。	⑥ 市債等の引受、市関係団体への貸付及び出資が多いこと。

※1 総務省(旧自治省)行政課長通知(昭和38年(1963年)12月19日自治行発第93号)

「指定金融機関は、住民の利便等の点から当該地方公共団体の行政区域内に本(支)店を有する金融機関を指定するのが適当である。」

※2 ペイオフ対策

○ペイオフの全面解禁(平成17年(2005年)4月1日)により、指定金融機関が破たんすると、会計管理者が保管している支払準備金・定期性預金等(ピーク時には1,000億円超)のうち、市債などの債務と相殺できる額を超える預金は失われてしまう可能性があります。

○このため本市では、ペイオフ解禁への対応方策(次ページ「広島市におけるペイオフ解禁への対応方策について」を参照してください。)を定めて公金の保管・運用、特に公金の危機管理について対応方策を講じています。具体的には、指定金融機関等の経営状況について、日々、株価や信用格付、監督官庁の動向、日本と世界の金融・実体経済の情報の収集に努めるとともに、経営の健全性に関する基準及びこれに照らして疑義が生じた場合の対応方針を定め、経営の健全性を確認しています。

※3 相当数

具体的な数値は定めていませんが、市内の他の金融機関及び他の政令市の指定金融機関と比較して遜色のない数かどうか判断します。

※4 相当程度の経営規模

○経営規模の判断は、金融機関の中核的業務である預貸業務に係る預金残高及び貸付残高で行います。

○預金残高・貸付残高について「相当程度」の具体的な数値は定めていませんが、市内の他の金融機関及び他の政令市の指定金融機関(都市銀行を除きます。)と比較して遜色のない額かどうか判断します。

※5 経営の健全性及び経営情報の公開度

ペイオフ対策(上記※2参照)の中で、本市が日々確認している金融機関の経営状況を用います。

広島市におけるペイオフ解禁への対応方策について

平成 14 年（2002 年）12 月 11 日、預金保険法が改正され、平成 17 年（2005 年）4 月のペイオフ全面解禁以降においても、①無利息であること、②要求払いであること、③決済サービスを提供できること、という 3 つの要件を満たす「決済用預金」については、引き続き全額保護対象とされた。

これにより、決済用預金を利用する限りにおいては、金融機関破綻に伴う公金喪失のリスクを完全に回避することが可能となった。

一方、その後の不良債権処理の促進や景気の回復に伴い、金融機関の経営状況はペイオフ解禁当時と比較して、大きく改善しており、公金喪失リスクも縮小している。

また、平成 18 年（2006 年）7 月と平成 19 年（2007 年）2 月に政策金利が引き上げられた結果、金融機関の預金利率が上昇している。

地方公共団体の公金は、福祉の増進を実現するための住民の共有財産であり、地方自治法に「最も確実かつ有利な方法により保管」（基金については、「確実かつ効率的に運用」）しなければならないと定められており、公金喪失を未然に防ぐことを基本としつつ、確実性が確保された範囲内で可能な限り有利（効率的）な公金の保管・運用を行うよう、広島市として対応方策を講じる。

1 相殺が可能な環境の整備

金融機関破綻時に、次の債権・債務の相殺が可能な環境を整備する。

- (1) 証書形式の市債と公金預金との相殺
- (2) 広島市が保証している高速道路公社等の債務と公金預金との相殺

2 歳計現金等

支払準備金と当面支払い予定の無い余剰金とに区分して保管する。

(1) 支払準備金

原則として、決済用預金で保管する。ただし、指定金融機関の経営の健全性を確認したうえで、有利子の預金で保管することができる。

(2) 余剰金

次の順序に従って運用する。

- ア 普通会計と企業会計との間で資金を相互に融通しあう繰替運用
- イ 国債、地方債、政府保証債等の公金喪失リスクの無い安全な債券の購入
- ウ 相殺が可能な範囲内の預金
- エ 経営の健全性が確認できる金融機関への預金

3 基 金

次の順序に従って運用する。

- (1) 歳計現金への繰替運用
- (2) 長期運用が可能な基金は、国債、地方債、政府保証債、地方公共団体金融機構債、財投機関債、道路会社債(日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付のものに限る。)等であって元本の償還及び利息の支払いが確実な債券の購入
- (3) 相殺が可能な範囲内の預金
(この場合は歳計現金に繰替えた上で預金する。)
- (4) 経営の健全性が確認できる金融機関への預金

4 制度融資に係る預託金

決済用預金による預託融資を原則とする。

5 公金管理体制

- (1) 迅速かつ適切な公金管理を行うため、必要の都度「広島市公金管理会議」を開催して方針を決定する。
- (2) 金融に関する学識経験者やコンサルタント等、外部の専門家の意見を取り入れる。

6 公金の危機管理

対応方策の施行に伴う公金の危機管理については、「広島市公金危機管理マニュアル」で定める。

7 市民への公表

公金管理の基本的な考え方について市民の理解を得るため、ホームページにこの対応方策を公表する。